

○函館市立学校の施設の開放に関する規則

昭和49年 9 月27日教育委員会規則第14号

改正

昭和50年 7 月 2 日教育委員会規則第13号

昭和53年 3 月31日教育委員会規則第 5 号

昭和54年 3 月24日教育委員会規則第 3 号

昭和55年 3 月31日教育委員会規則第 4 号

昭和56年 4 月15日教育委員会規則第 4 号

昭和57年 4 月30日教育委員会規則第 3 号

昭和58年 6 月28日教育委員会規則第 7 号

昭和58年 8 月26日教育委員会規則第 8 号

昭和59年 6 月30日教育委員会規則第 4 号

昭和59年 9 月26日教育委員会規則第 6 号

昭和60年 4 月30日教育委員会規則第 6 号

昭和60年 6 月21日教育委員会規則第 8 号

昭和61年10月22日教育委員会規則第11号

昭和62年 9 月28日教育委員会規則第13号

昭和63年 3 月31日教育委員会規則第 9 号

昭和63年 5 月27日教育委員会規則第12号

昭和63年 6 月28日教育委員会規則第13号

昭和63年 9 月28日教育委員会規則第14号

平成元年 3 月31日教育委員会規則第22号

平成元年 7 月21日教育委員会規則第 2 号

平成元年 8 月18日教育委員会規則第 3 号

平成 2 年 7 月27日教育委員会規則第 4 号

平成 3 年 3 月29日教育委員会規則第11号

平成 3 年 8 月 1 日教育委員会規則第17号

平成 3 年 9 月 1 日教育委員会規則第21号

平成 4 年 4 月27日教育委員会規則第 5 号

平成 4 年 7 月15日教育委員会規則第 7 号

平成 5 年 3 月 29 日教育委員会規則第 18 号
平成 5 年 6 月 10 日教育委員会規則第 22 号
平成 6 年 3 月 30 日教育委員会規則第 1 号
平成 6 年 7 月 20 日教育委員会規則第 2 号
平成 7 年 3 月 9 日教育委員会規則第 8 号
平成 7 年 6 月 14 日教育委員会規則第 10 号
平成 8 年 3 月 25 日教育委員会規則第 10 号
平成 8 年 7 月 10 日教育委員会規則第 17 号
平成 9 年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号
平成 9 年 6 月 12 日教育委員会規則第 8 号
平成 10 年 5 月 14 日教育委員会規則第 12 号
平成 11 年 5 月 12 日教育委員会規則第 2 号
平成 13 年 5 月 10 日教育委員会規則第 11 号
平成 14 年 3 月 14 日教育委員会規則第 6 号
平成 14 年 9 月 12 日教育委員会規則第 13 号
平成 15 年 8 月 20 日教育委員会規則第 9 号
平成 16 年 9 月 10 日教育委員会規則第 12 号
平成 16 年 11 月 17 日教育委員会規則第 34 号
平成 17 年 3 月 16 日教育委員会規則第 5 号
平成 17 年 6 月 8 日教育委員会規則第 9 号
平成 17 年 10 月 12 日教育委員会規則第 15 号
平成 18 年 3 月 27 日教育委員会規則第 15 号
平成 18 年 4 月 12 日教育委員会規則第 16 号
平成 18 年 10 月 11 日教育委員会規則第 21 号
平成 19 年 1 月 17 日教育委員会規則第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日教育委員会規則第 10 号
平成 20 年 7 月 9 日教育委員会規則第 15 号
平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 12 号
平成 21 年 7 月 8 日教育委員会規則第 17 号
平成 23 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号

平成23年10月19日教育委員会規則第17号

平成24年10月10日教育委員会規則第13号

平成28年3月25日教育委員会規則第14号

平成30年3月26日教育委員会規則第6号

平成31年3月22日教育委員会規則第7号

令和2年3月23日教育委員会規則第6号

令和3年3月24日教育委員会規則第9号

令和4年3月25日教育委員会規則第3号

令和5年3月16日教育委員会規則第2号

函館市立学校の施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ活動等に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会および校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理し、学校施設の開放を指定された学校（以下「開放校」という。）の校長は、その事務に関し、一切の責任を負わないものとする。

(開放区分および開放校等)

第3条 開放校の開放区分は、次のとおりとする。

- (1) 校庭開放 児童および幼児（幼児にあつては、保護者の付添いのあるもの）の遊び場としての利用に供するため、グラウンドおよび体育館を開放するもの
- (2) 遊泳開放 児童および生徒の団体であつて、成人の責任者の引率するものの遊泳に供するほか、児童および生徒の遊泳に支障のない範囲で、函館市内に在住または勤務する者の団体であつて、成人の責任者の引率するものの遊泳に供するため、プールを開放するもの
- (3) スポーツ開放 函館市内に在住または勤務する者の団体であつて、成人の責任者の引率するものが行うスポーツおよびレクリエーションの利用に供するため、体育館を開放するもの

2 開放校および開放校において利用できる学校施設は、別表のとおりとする。

(開放校の開放日時)

第4条 開放校の開放日時は、委員会が別に定める。

(使用の禁止)

第5条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めたときは、学校施設の使用を禁ずる。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 興行その他営利を目的とし、またはそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の政党その他政治団体またはその構成員が政治活動のために使用するとき。
- (4) 宗教上の祭祀(し)または活動を行うとき。
- (5) 学校施設を破損、汚損または滅失するおそれがあるとき。
- (6) その他委員会または学校において支障があるとき。

(使用許可の申請)

第6条 開放校を遊泳開放またはスポーツ開放でしようとする者は、使用日の5日前までに、遊泳開放にあつては函館市立学校施設遊泳開放許可申請書(別記第1号様式)、スポーツ開放にあつては函館市立学校施設スポーツ開放許可申請書(別記第2号様式)により委員会に申請し、許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第7条 委員会は、前条の申請があつたときは、これを審査し、使用に支障がないと認めたときは、遊泳開放にあつては函館市立学校施設遊泳開放許可書(別記第3号様式)、スポーツ開放にあつては函館市立学校施設スポーツ開放許可書(別記第4号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(実費負担)

第8条 スポーツ開放の許可を受けた者は、体育館の暖房を使用するときは、使用する時間が1時間以内である場合は500円、1時間を超える場合は500円にその超える時間30分までごとに250円を加算した額を実費負担額として負担しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 委員会は、遊泳開放またはスポーツ開放の許可を受けた者が、第12条に規定する職員の指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止することができる。

(損害賠償)

第10条 委員会は、使用者が学校施設を破損、汚損または滅失したときは、その損害を賠償させることができる。

(事故の責任)

第11条 開放校使用中における使用者のけが等の事故の責任は、委員会の責めによるもののほか、使用者において負うものとする。

(職員および職務)

第12条 開放校に学校開放主事および学校開放管理指導員を置き、委員会が委嘱する。

- 2 学校開放主事は、委員会の命を受けて所管事務を掌理し、学校開放管理指導員を指揮監督する。
- 3 学校開放管理指導員は、学校開放主事の命を受けて、開放校の学校施設を使用する者の生活指導および事故防止等の業務に従事する。
- 4 学校開放主事および学校開放管理指導員は、非常勤とする。

(開放校の運営)

第13条 委員会は、開放校の運営に関し、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(教育長への委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月2日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日教委規則第5号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月24日教委規則第3号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日教委規則第4号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月15日教委規則第4号)

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日教委規則第3号)

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月28日教委規則第7号)

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年8月26日教委規則第8号)

この規則は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日教委規則第4号)

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月26日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和59年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 4 月30日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和60年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 6 月21日教委規則第 8 号）

この規則は、昭和60年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年10月22日教委規則第11号）

この規則は、昭和61年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 9 月28日教委規則第13号）

この規則は、昭和62年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月31日教委規則第 9 号）

この規則は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 5 月27日教委規則第12号）

この規則は、昭和63年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 6 月28日教委規則第13号）

この規則は、昭和63年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 9 月28日教委規則第14号）

この規則は、昭和63年10月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月31日教委規則第22号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式および別記第 2 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 7 月21日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 8 月18日教委規則第 3 号）

この規則は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 7 月27日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月29日教委規則第11号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 8 月 1 日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 1 日教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月27日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月15日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月29日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月10日教委規則第22号）

この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月30日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月20日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 9 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月14日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月25日教委規則第10号）

この規則は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月10日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月31日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月12日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 5 月14日教委規則第12号）

この規則は、平成10年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 5 月12日教委規則第 2 号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成13年5月10日教委規則第11号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日教委規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月12日教委規則第13号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年8月20日教委規則第9号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月10日教委規則第12号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年11月17日教委規則第34号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日教委規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月8日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日教委規則第15号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月12日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年10月11日教委規則第21号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年1月17日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日教委規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月9日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日教委規則第12号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月 8 日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月25日教委規則第 3 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年10月19日教委規則第17号）

この規則は、平成23年11月 1 日から施行する。

附 則（平成24年10月10日教委規則第13号）

この規則は、平成24年11月 1 日から施行する。ただし、別表の遊泳開放の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日教委規則第14号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日教委規則第 6 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日教委規則第 7 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月23日教委規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月24日教委規則第 9 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月16日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

\	開放区分	校庭開放		遊泳開放	スポーツ開放
	開放する学校施設	グラウンド	体育館	プール	体育館

開放校				
弥生小学校				○
青柳小学校	○	○	○	○
あさひ小学校	○	○	○	○
中部小学校				○
北星小学校	○	○	○	○
八幡小学校			○	○
万年橋小学校			○	○
港小学校	○	○	○	○
中島小学校			○	○
千代田小学校	○	○		○
柏野小学校	○	○		○
大森浜小学校				○
駒場小学校			○	○
深堀小学校	○	○		○
日吉が丘小学校				○
北日吉小学校	○	○		○
高丘小学校	○	○		
上湯川小学校			○	○
旭岡小学校			○	
鱒川小学校				○
銭亀沢小学校			○	
桔梗小学校			○	○
中の沢小学校			○	○
北昭和小学校	○	○		○
昭和小学校	○	○	○	○
亀田小学校				○
赤川小学校				○
中央小学校			○	○

北美原小学校	○	○	○	○
鍛神小学校	○	○		○
神山小学校			○	○
東山小学校	○	○	○	○
本通小学校			○	○
南本通小学校			○	○
えさん小学校				○
楳法華小学校				○
南茅部小学校				○
青柳中学校				○
港中学校				○
巴中学校				○
深堀中学校				○
湯川中学校				○
戸倉中学校				○
赤川中学校				○
桔梗中学校				○
亀田中学校				○
五稜郭中学校				○
楳法華中学校				○
南茅部中学校				○
戸井学園				○

別記第1号様式（第6条関係）

函館市立学校施設遊泳開放許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

函館市立学校の施設を遊泳開放で使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	団体名						
	責任者						
	住所						
	電話						
使用学校名		函館市立 小学校					
使用月日及び時間		月 日() 時 分から 時 分まで 月 日() 時 分から 時 分まで 月 日() 時 分から 時 分まで 月 日() 時 分から 時 分まで					
使用場所		プール					
使用目的 該当に○印		() 児童・生徒を主とした遊泳使用 () 成人を主とした遊泳使用 () その他(目的)					
使用予定人員		児童・生徒	人		合計人数 人		
		成人・引率者	人				
備考							

別記第2号様式（第6条関係）

函館市立学校施設スポーツ開放許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

函館市立学校の施設をスポーツ開放で使いたいので、次のとおり申請します。

申請者	団体名	
	責任者	
	住所	
	電話	
使用学校名		函館市立
使用年月日		年 月 日から 年 月 日まで 〔毎週 曜日 第1. 2. 3. 4. 5〕
使用時間		時 分から 時 分まで
使用場所		体育館
使用目的		
使用予定人員		人
備考		

注 使用日が変則的な場合は、備考欄に具体的に使用月日を記入してください。

別記第3号様式（第7条関係）

函館市立学校施設遊泳開放許可書

年 月 日
函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市立学校施設遊泳開放について次のとおり許可します。

許可を受けた者	団 体 名						
	責 任 者						
	住 所						
	電 話						
使 用 学 校 名		函館市立 小学校					
使用月日及び時間		月	日()	時	分から	時	分まで
		月	日()	時	分から	時	分まで
		月	日()	時	分から	時	分まで
		月	日()	時	分から	時	分まで
使 用 場 所		プール					
使 用 目 的 該 当 に ○ 印		☐ 児童・生徒を主とした遊泳使用 ☐ 成人を主とした遊泳使用 ☐ その他(目的)					
使 用 予 定 人 員		児 童 ・ 生 徒	人		合計人数 人		
		成 人 ・ 引 率 者	人				
備 考							

使用上の注意

- 次の事項に該当するときは、使用許可を取消し、または使用を停止することがあります。
 - 学校開放主事の指示に従わなかったとき。
 - 委員会または学校において支障があるとき。
- 学校施設を破損、汚損または滅失したときは、その損害を賠償してもらうことがあります。

別記第4号様式（第7条関係）

函館市立学校施設スポーツ開放許可書

年 月 日
函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市立学校施設スポーツ開放について
次のとおり許可します。

申請者	団体名	
	責任者	
	住所	
	電話	
使用学校名		函館市立
使用年月日		年 月 日から 年 月 日まで 毎週 曜日 第1. 2. 3. 4. 5
使用時間		時 分から 時 分まで
使用場所		体育館
使用目的		
使用予定人員		人
備考		

使用上の注意

- 次の事項に該当するときは、使用許可を取消し、または使用を停止することがあります。
 - 学校開放主事の指示に従わなかったとき。
 - 委員会または学校において支障があるとき。
- 学校施設を破損、汚損または滅失したときは、その損害を賠償してもらうことがあります。
- 火気の取扱いには、特に注意してください。